## 令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	2 1		府省庁名 経済産業省									
対象税目		個人	人住民税	法人住民	说 事業種		動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	( 自動車税、	軽自動車税 )
要望 項目名		自動車関係諸税の課税のあり方の検討										
要望内容(概要)		平成31年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。										
関係	条文		施行令第 の6の第 0自動車 ~第44 0軽自動	第 42 条〜5 } 税:地方税 条の 3、地 車税:地方	第42条の 法第145 2方税法施 税法第44	11、 条~ 行規 2条	地方税法施 第 169 条、「 則附則第 5 ~第 461 条、	行規則第8条 付則第12条の 条、第5条の	の 14~第 0 3 及び第 2 及び第 5 及び第 30 g	8条の27 12条の4 条の2 <i>0</i>	、附則第 4 <i>9</i> 1、地方税法 ) 2	か5、地方税法 条の3~第4条 施行令第44条 令第52条の18、
減 見ジ			初年度] 改正増減	収額〕	( _	- )	[平年	度]	( –	- )	(単位	:百万円)
要望	理由	1	こ対する	新や保有か 要請が高ま	っている	中で	、自動車産		本経済全体			環境負荷の低減 、自動車関係諸
		① · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平 31	されてきた 方、自動車 るとと迎えて 年度与党 の変化等の ・地っても	主車体課税 運産業は日 にいる。 税制改正: 税制改正: 対し動車を がいた対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対した対 が対したがが	の見る 大阪を取る として 大阪をある。」	直しについ 済や雇用創 て化、自動 の検討事項に 巻く環境変 ででいた。 とされたとこ	ては、今般の出に大きく貢運転等の技術においても、「 化の動向、環	措置をもっ 献する基幹 革新、ライ 自動車関係 境負荷の低 を前提に、 まえた課	て最終的発生を表現では、一般を表現では、一般を表現である。 はい こう	か結論とするが、熾烈 かるが、熾烈 ア等の使用形 いては、技 する要請の高 说のあり方に	大綱において懸る。」とされたとはなグローバル競派の変化等、大統革新や保有かまり等を踏まえいて、中長期は、自動車需要が
本要 対応 縮源	する	_										

21—1

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	経済成長 経済基盤					
合理性	政策の達成目標	① 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。 ② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。  (関連する閣議決定等) ○新成長戦略(平成 22 年 6 月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に ○日本再生戦略(平成 24 年 7 月) 2020 年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50% ○日本再興戦略(平成 25 年 6 月) 2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ○日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月) 「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」 《KPI》 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 →新車販売に占める次世代自動車の割合は 29.3 % (2015 年度) ○未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月) 具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」) 《KPI》 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 →新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ・対車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ・対車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ・対車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ・対車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを目指す。 ・未投資戦略 2018(平成 30 年 6 月) 具体的な施策(I [2]1、エネルギー・環境) 《KPI》 2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5~7割とすることを					
	税負担軽減措置等の適用又	目指す。 →新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7% (2017 年度) エコカー減税: (自動車重量税) 2019 年 5 月 1 日~2021 年 4 月 30 日 グリーン化特例: 2019 年 4 月 1 日~2021 年 3 月 31 日 (2021 年 4 月 1 日より適用対象の重点化)					
	は延長期間 同上の期間中 の達成目標	_					
	政策目標の 達成状況	○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業 ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 <国内自動車販売台数の推移> 平成 23 年度 475 万台 平成 24 年度 521 万台 平成 25 年度 569 万台 平成 26 年度 530 万台 平成 27 年度 494 万台 平成 28 年度 508 万台 平成 29 年度 520 万台 平成 30 年度 527 万台					

21-2

		〇エコカ一減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年ま						
		でに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す」という						
		政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。						
		政府日標の達成に向け、更なる音及促進を図る必要がある。   <新車販売台数に占める次世代自動車の割合>						
		平成 23 年度 16%						
		平成 24 年度 21%						
		平成 25 年度 23%						
		平成 26 年度 24%						
		平成 27 年度 29%						
		平成 28 年度 36% 平成 29 年度 37%						
		平成 29 年度 37% 平成 30 年 38%						
		〇国内の自動車販売台数は約 500 万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり ・ナナトラーナス						
		方を検討する。						
		<国内自動車販売台数の推移>						
		平成 22 年度 460 万台						
	要望の措置の	平成 23 年度 475 万台						
	適用見込み	平成 24 年度 521 万台						
有		平成 25 年度 569 万台						
効		平成 26 年度 530 万台						
性		平成 27 年度 494 万台						
		平成 28 年度 508 万台						
		平成 30 年度 527 万台						
	要望の措置の	「平成31年度与党税制改正大綱」において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有か						
	効果見込み	ら利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり						
	(手段としての	等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあ						
	有効性)	り方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。この方針の実現を図る。						
相当性	当該要望項目	_						
	以外の税制上の							
	支援措置							
	予算上の措置等							
	の要求内容	_						
	及び金額							
	上記の予算上							
	の措置等と	_						
	要望項目との   関係							
		「平成 3  平度子兄祝削改正入쀄」「このいて、「自動単渕保韻祝については、投削単新で保有か    ら利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり						
	要望の措置の	ちやかけいの変に守め自動車を取り合く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する萎請の高より    等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあ						
	妥当性	り方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行う						
		ものである。						

	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合>
	平成 22 年度 76.7%
	平成 23 年度 81.9%
	平成 24 年度 73.8%
	平成 25 年度 81.9%
	平成 26 年度 86.5%
	平成 27 年度 81. 2%
	平成 28 年度 84.1%
	平成 29 年度 83.3%
	平成 30 年度 74. 7%
   税負担軽減措置等の	
祝貝担牲城相直寺の   適用実績	<エコカ一減税>
	〇自動車重量税(財務省試算)
	平成 22 年度 ▲ 724 億円
	平成 23 年度 ▲1,018 億円
	平成 24 年度 ▲ 347 億円
	平成 25 年度 ▲ 440 億円
	平成 26 年度 ▲ 720 億円
	平成 27 年度 ▲ 610 億円
	平成 28 年度 ▲ 730 億円
	平成 29 年度 ▲ 720 億円
	平成 30 年度 ▲ 660 億円
	令和元年度 ▲620 億円
	<自動車取得税の時限的な非課税措置及び自動車取得税の時限的な税率軽減措置>
	│ 平成 23 年度 2, 338 億円 │ 平成 24 年度 2, 319 億円
	平成 25 年度 3, 124 億円
	平成 26 年度 2, 095 億円
	平成 27 年度 1, 622 億円
	平成 28 年度 1, 747 億円 平成 29 年度 1, 432 億円
	十八 29 年及 1,432 1息门
	<中古車の取得に係る課税標準の特例措置>
	平成 23 年度 473 億円
	平成 24 年度 559 億円
┃ ┃ ┃ ┃ 「地方税における	平成 25 年度 1, 227 億円 平成 26 年度 1, 526 億円
税負担軽減措置等	平成 27 年度 1,323 億円
の適用状況等に関	平成 28 年度 1, 487 億円
する報告書」に	平成 29 年度 1, 174 億円
おける適用実績	   <自動車税のグリーン化特例>
	マスロ 23 年度 軽課分 313 億円 重課分 237 億円
	平成 24 年度 軽課分 346 億円 重課分 250 億円
	平成 25 年度 軽課分 308 億円 重課分 256 億円
	平成 26 年度 軽課分 372 億円 重課分 261 億円
	平成 27 年度 軽課分 469 億円 重課分 389 億円
	平成 28 年度 軽課分 518 億円 重課分 408 億円 平成 29 年度 軽課分 469 億円 重課分 428 億円
	<軽自動車税のグリーン化特例>
	平成 28 年度 軽課分 51 億円 重課分 235 億円
	平成 29 年度 軽課分 45 億円 重課分 269 億円
	ページ   21-4

前回要望時の 達成目標       一         前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由       一         これまでの要望経緯       ー	税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たるため、特定の者に偏ってはいない。	す全ての自	動車が対	象であ
達成度及び目標に       一         達していない場合の理由       —					
	達成度及び目標に 達していない場合の理	_			
	これまでの要望経緯	_			

ページ 21-5